

財産の無償貸付けについて

(旧鮎河小学校の跡地活用にかかる普通財産使用貸借契約延長について)

1. 概要

鮎河小学校の閉校後、民間事業者により活用されている旧鮎河小学校の土地建物等に関する使用貸借契約が令和 8 年 6 月 3 0 日に契約満了を迎えます。

契約満了にあたり、現在の活用事業者から継続利用を希望する申出書の提出を受け、審査した結果、同土地建物を引き続き、無償で貸付けることが適正であると判断したことから 5 年間（令和 1 3 年 6 月まで）の契約延長の手続きを行うものです。

2. 経緯

平成 3 0 年 3 月 鮎河小学校 閉校

令和 2 年 1 1 月 事業提案公募型プロポーザルの実施

令和 3 年 3 月 デザインサーフェーズ(株)を最優秀提案事業者として選定

5 月 基本協定締結

6 月 使用貸借契約締結（議会議決）

令和 7 年 1 2 月 使用貸借契約の名義を(株)N I N J A L I N K S S に変更
（権利・義務承継）とする議案議決

3. 普通財産使用貸借契約の概要

①相 手 方：株式会社N I N J A L I N K S S 代表取締役 樋口 展生

②契 約 期 間：令和 8 年 7 月 1 日 から 令和 1 3 年 6 月 3 0 日 まで

③貸 付 料：無償

④使用の目的：ドローンのパイロット育成、企業のイノベーションラボ（サテライトオフィス）等による地域振興

⑤主 な 活 動：ドローンパイロットを育成するスクール事業、ドローンスクールのフランチャイズ事業、ドローンを活用した農薬散布事業、ドローンの販売・メンテナンス事業、農業用ドローン導入・運用にかかるコンサルティング事業

4. 地域との協議等

令和 8 年 1 月 2 0 日 旧鮎河小学校・保育園活用運営推進委員会

令和 8 年 4 月 2 0 日 鮎河地域区長会